

令和 5 年 12 月 4 日

被保険者 各位

松竹健康保険組合

令和 5 年度 健康保険「被扶養者資格確認調査」の結果について

平素より、当健保組合の事業運営にご協力いただき、ありがとうございます。
先般、被保険者の皆様にご協力いただきました標記調査の結果につきまして、下記のとおり
ご報告いたします。

なお、調査の実施にあたり、各種証明書の取得、提出にご協力をいただきました旨、重ね
てお礼申し上げます。

記

<調査結果>

調査対象者（被扶養者を有する被保険者）	調査により削除対象となった被扶養者数
367 名	5 名

<被扶養者の資格を削除した理由>

・就職等により他の社会保険加入による削除	1 名
・収入（給与・不動産賃料等）超過による削除	4 名
・その他の理由による削除	0 名

<被扶養者の認定要件を満たさなくなったときの注意事項など>

- ◎お子様のご就職や、収入基準額を超えたことなどにより被扶養者の認定要件を満たさ
なくなった場合など（※）は、速やかに事業主（会社）へ申告するとともに、健康保険証を
返却してください。届出をせず健康保険証を使用された場合、本来、当健保組合が負担す
べきではない医療費を支払うこととなり、保険料負担の増加にもつながります。
- ◎夫婦共同（共働き）でお子様を扶養されている場合、被扶養者とすべき人数にかかわらず、
被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後 1 年間の収入
を見込んだもの）が多い方の被扶養者とします。当健保の被保険者より配偶者の方の収入
が多くなる見込みの場合、当健保へ必ずご連絡ください。

（※）■このようなときは被扶養者ではなくなるのでご注意ください■（一例です）

- *ご家族が就職をし、就職先の健康保険に加入をした
- *ご家族がパート等のお勤めで、被扶養者の範囲を超える収入※を得るようになった
- *ご家族の年金受給額が変更となり、被扶養者の範囲を超える額となった
- *別居のご家族への仕送りを毎月行わなくなった（定期的かつ継続的な生計費の送金が必要条件です）
- *ご家族が 75 歳になった（後期高齢者医療制度へ加入となります）

※被扶養者の収入の範囲：年間 130 万円未満、60 歳以上または障害のある方は 180 万円未満

松竹健康保険組合

03-5550-1547